

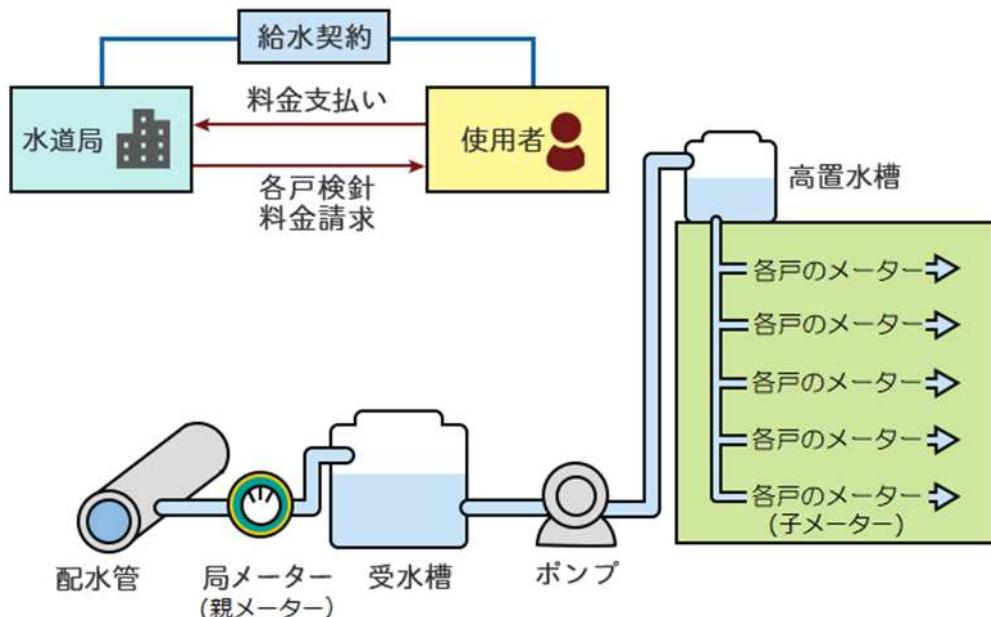
各戸検針及び各戸徴収制度

各戸検針及び各戸徴収制度の内容

各戸検針及び各戸徴収制度は、アパート、マンションなどの共同住宅等の各戸に設置されたメーター（以下「子メーター」）を2か月ごと（令和6年3月まで一部地域は毎月）に検針し、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」）を各戸に請求する制度です。

水道の使用開始又は中止等の届け出や水道料金等のお支払いなど、一戸建ての住宅と同じ取り扱いをします。

なお、水道料金等のお支払方法は、原則「口座振替」となります。



対象となる建物

給水方式が受水槽式、増圧式又は併用式※1

3階建て以上の建物

住居専用※2

※1 例：直結直圧式と受水槽式、直結直圧式と増圧式など

※2 住居割合（戸数）が50%以上であれば、店舗や事務所との併用も適用可能

対象にならない建物：商業テナントビル

適用の要件

各戸検針及び各戸徴収の適用は一括適用とし、共同住宅等の一部または各戸検針及び各戸徴収業務の一部の適用はできません。

- 水道局の定める次の基準を満たしていることが必要です。
 - ・各戸に水道局の指定する子メーターを設置すること。
 - ・子メーターは計量法による検定に合格し、各戸検針契約時に4年以上の有効期間があるものとし、水道局に無償譲渡すること。ただし、遠隔集中検針方式の子メーターは譲渡の対象としない。
 - ・入居者が共用で使用する場所(水栓)にも子メーターを設置すること。ただし、屋内消火栓を除く。
 - ・子メーターの設置位置は、各戸の屋外で検針及び取替に支障とならない位置とすること。
 - ・子メーターの上流側に、水道局の指定する止水栓を設置すること。
 - ・オートロック式の共同住宅等の場合は、各戸検針及び各戸徴収が円滑に行えるように解錠方法を届け出ること。
- その他の詳細な基準についてはお問い合わせください。

お申込み

- 申込者は所有者またはその代理人(以下「所有者等」)です。入居者等からの申込みはできません。
- 申込みの際に入居者全員の同意書が必要です。
- 所有者等は共同住宅等の給水装置及び給水設備の保全や各種届出等を行うための管理責任者を選定してください。
- 申込みの前に、適用の可否について現地調査を希望される場合は、「事前協議書」を提出してください(FAX、Eメール可)
現地調査の結果、適用を受けるための改造工事が必要な場合があります。その改造費用等は所有者等の負担となります。
- 申込書類等は水道局ホームページからダウンロードできます。

契約の締結

申込みのあった共同住宅等が適用の要件に適合し、水道局が承認したときは所有者等と「各戸検針及び各戸徴収に関する契約」を締結します。

各戸検針の適用時期

各戸検針及び各戸徴収に関する契約締結後、水道局が子メーターの指示数を最初に確認した後に決定する料金から適用し、各戸へ請求します。

差水があったとき

共同住宅等の既設の局設置メーター（以下「親メーター」）の使用水量と各戸の使用水量の合計との差が、親メーターの使用水量の8%を超えるときは、所有者等に差水量にかかる料金相当額を別途請求することがあります。

契約の解除

- 契約条項を守っていただけない場合には、「各戸検針及び各戸徴収に関する契約」を解除させていただくことがあります。
- 所有者等のご都合により、各戸検針及び各戸徴収を解除することもできます。契約解除後の水道料金等は、親メーターの使用水量による一括請求になります。
- 子メーターは所有者等の管理に変更させていただきます。

各戸検針及び各戸徴収制度Q & A

Q1 各戸の検針などを管理会社が行っている分譲マンションで、この制度の適用を受けることはできますか？

A1 建物が適用の要件を満たしていればお取扱いできます。お申込みは、所有者かその代理人（以下「所有者等」）となっています。ご不明な点は、お問い合わせください。

Q2 事務所や飲食のテナントビルは対象とならないのか？

A2 生活用水への給水サービスの向上を図る制度のため、テナントビルは対象になりません。住居と事務所や飲食店などのテナントが併用している建物の場合は、住居の戸数割合が50%以上であれば対象となります。

Q3 連合使用のまま、各戸検針だけをお願いしたいのですが

A3 各戸検針及び各戸徴収制度は、各戸の子メーターを検針し、各戸の入居者に料金を請求する制度です。各戸の子メーターの検針のみはできません。

Q4 これから建設する共同建物を各戸検針及び各戸徴収にしたいときは？

A4 建物が適用の要件を満たしていればお取扱いできます。
詳しいことはお問い合わせください。

Q5 屋内の消火用設備を防火訓練に使用したときは？

A5 屋内の消火栓用設備(屋内消火栓等)を使用した場合は、水道局にお届けください。
訓練に使用した水量の料金は別途計算し、所有者等へ請求します。

Q6 受水槽の故障で漏水したのですが

A6 受水槽の管理は、所有者等となっています。漏水にかかる料金や修繕費等については、所有者等の負担になります。

Q7 各戸検針及び各戸徴収制度をやめたら、子メーターの取扱いはどうなりますか？

A7 契約解除の後は、現地に設置してあるメーターは設置したままの状態で所有者等の管理に移行します。

各戸検針及び各戸徴収制度に関するお問い合わせ先

○岡山市水道局総務部お客様センター

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目1-1

TEL:086-234-5935 FAX:086-221-8972

Eメール:okyaku-c@water.okayama.okayama.jp

水道局のホームページでも制度の内容をご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.water.okayama.jp>

各戸検針及び各戸徴収制度のページはこちら

<https://www.water.okayama.jp/riyo/752.html>

